



令和3年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第6回 理事会議事録抄本

招集年月日 令和3年12月22日(水)  
開催日時 令和4年1月18日(火) 午後2時00分から午後2時56分まで  
開催場所 神栖市保健・福祉会館 2階 健康相談室  
出席理事名 石田 進、今郡利夫、小島真知子、狭山利和、鈴木伸洋、五十嵐清美、卯月秀一、  
信太俊浩、花田三男、千葉千恵子、西川寧人、古川多美雄、野村みさ子、畠山 修  
欠席理事名 中嶋正子、岩月榮子、保立典昭、山川慎太郎  
出席監事名 中山照明、徳永正克

理事総数18名中14名の出席により、定款第30条に定める決議要件を充たし、理事会が成立していることを事務局から報告。新役員である五十嵐清美理事より自己紹介があり、石田会長挨拶の後、定款第29条に基づき議長選任を行い、全員一致で、石田進会長を議長に選任した。

議 事

報告第1号 令和3年度(4~11月)事業実施状況及び予算執行状況について

事務局から、事業実施状況(荒井真由美事務局次長)、予算執行・収支状況(相良光浩センター長)について説明があり、その後、質疑に入った。

(古川多美雄理事)

会議資料6ページ「生活困窮している生活を……」とあります。先ほど説明の中で、令和4年3月末まで延長されたということで、最大200万までの借受が、令和4年11月現在でも可能であるという内容でよろしいですか。そこで質問ですが、この返済が始まった後の話ですけれども、返済を開始されたときに無利子なのか、利子みたいなのは決まっているのか伺います。

(事務局 荒井真由美事務局次長)

貸付申請が可能となる期限につきましてはお見込みの通りです。返済に関しては、無利子の貸付なので利子につきません。ただし償還期限までに返済がされない場合は、そこからの延滞利子という形で利子が発生します。

他に質疑はなかったため、議長から質疑の終了が宣言され、報告第1号は報告済みとされた。

議案第1号 定款の一部変更(案)について

事務局(相良光浩センター長)から、生活困窮者自立支援事業に関して、令和4年度から新規受託が予定されている「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」について定款第2条へ記載するもので、今回「家計改善支援事業」を追加する変更案が説明された。続いて、新規受託事業の内容について事務局(鴨川和明センター長)から補足説明があり、その後、質疑に入った。

(五十嵐清美理事)

3事業を一体的に実施するということであつたと思いますが、社会福祉協議会の職員自身が主任相談員あるいは相談員、就労指導員として動くのか、あるいは市から受託した事業を社会福祉協議会から違う事業者者に再委託するようなことはあるのか、そういったところを伺います。

(事務局 鴨川和明センター長)

こちらの事業につきましては社会福祉協議会職員で対応する予定となっており、特に他の団体への委託等はありません。

(五十嵐清美理事)

市から受託した事業を他の事業者に移すということは今までにもあって、今実際そういったことをやっているのか聞きたい。

(事務局 橋田勝事務局長)

基本的に、社会福祉協議会が神栖市から受託した事業を、よその事業者等に振るということは今までも一切ありません。全て社会福祉協議会職員の資格や経験を見込んでいただき、委託をいただいているものですから、基本的には社会福祉協議会の国家資格を持つ職員が全て実務を担うスタイルで運営しております。他の事業者に委託するものについて社協を経由して再委託するようなことは無く、社協が受託している事業は全て社協職員で実施しております。

他に質疑はなかったため、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成13名、反対0名で以下の通り決議した。

変更前の条文	変更後の条文
(事業) 第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (14) 自立相談支援事業 (15) 就労準備支援事業  (16) その他法人の目的達成のため必要な事業	(事業) 第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (14) 自立相談支援事業 (15) 就労準備支援事業 (16) 家計改善支援事業 (17) その他法人の目的達成のため必要な事業  <u>附則(令和4年3月 一部改訂 改訂第135号)</u> <u>1 この定款は、定款変更認可日をもって施行し、令和4年4月1日より適用する。</u>

#### 議案第2号 令和3年度社会福祉事業区分収支補正予算(案)について

事務局(相良光浩センター長)から、生活福祉資金に関する事業サービス区分において、特例貸付申請期限延長にかかる茨城県社会福祉協議会からの事務手数料収入の増額及び貸付事務にかかる支出の増額。併せて同サービス区分の前期末支払資金残高予算を決算額に合わせ増額し、増額は一部を予備費に、残額は令和4年度以降の特例貸付残務に備え当期末支払資金残高に計上すること。また地域福祉推進事業サービス区分及び生活困窮者自立支援事業サービス区分において、職員の配置変更による支出予算の再編成を行うこと。職員退職手当積立事業拠点区分において、給与等に関する規定改正に基づき既退職者への退職手当の再計算を行い、その差額について当年度積立予定額と支出予算の再編成を行うこと。以上の理由から補正予算案を編成した旨が説明された。

事務局からの内容説明終了後、質疑に入った。

(古川多美雄理事)

会議資料17、18ページに記載の増額8,874,000円は、増額補正の3つの理由が全て入った合計で、19ページから明細がありますが、簡単で良いので、3つの補正理由がそれぞれどの金額にあたるのか、補足説明していただけますか。

(事務局 相良光浩センター長)

19ページから21ページまでが各補正予算の内訳表です。補正理由1番目の生活福祉資金に関しては、区分別補正額内訳「受託事業拠点区分」中「生活福祉資金に関する事業」の列に8,874,000円の内訳を計上しております。2番目の、人員配置転換に伴う補正は「社協自主事業拠点区分」中

「地域福祉推進事業」及び「受託事業拠点区分」中「生活困窮者自立支援事業」において、予算の再編成を行っております。3番目の、職員の退職手当に関する補正につきましては「職員退職手当積立事業拠点区分」に金額を記載しております。尚、予算自体の増額は「生活福祉に関する事業」のみとなり、各区分の補正総額額に関しては21ページ最終行でご確認いただけます。

他に質疑はなかったため、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成13名、反対0名で原案どおり決議した。

#### 議案第3号 令和3年度第3回評議員会の招集について

事務局（相良光浩センター長）から、定款第14条の規定に基づき、令和3年度第3回評議員会を招集することについて説明があった後、質疑に入った。

特に質疑はなかったため、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成13名、反対0名で以下のとおり決議した。

#### <令和3年度第3回評議員会>

予定時期 令和4年3月中旬から下旬（評議員会の前に令和3年度第7回理事会を開催）

予定場所 神栖市保健・福祉会館

議事案件 議案第1号 定款の一部変更（案）

議案第2号 令和3年度社会福祉事業区分収支補正予算（案）

議案第3号 令和4年度 神栖市社会福祉協議会事業計画（案）

議案第4号 令和4年度 社会福祉事業区分 収支予算（案）

議案第5号 令和4年度 公益事業区分 収支予算（案）

実施対象 評議員31名

#### その他

議長より、本日の議事案件、またはそれ以外について、出席役員に対し広く意見・質疑が求められ、以下の質疑があった。

（鈴木伸洋理事）

議案第1号に関して。自立相談支援事業は、現在既にも実施されていますが、この事業に追加で家計改善事業と就労準備支援事業を合わせて実施していくと理解して良いでしょうか、もともと実施している自立相談支援事業は結構相談件数が多いようですが。

（事務局 鴨川和明センター長）

自立相談支援事業では主に「住居確保給付金」の相談対応をしております。これは、失業や仕事の休業、コロナの影響でシフトが減るなどして就労収入が減った方に対して、アパートにお住いであれば家賃を3か月間補助する制度で、この相談対応が自立相談支援事業となります。住居確保給付金の申請も、コロナ前は年間5から10件程度でしたが、コロナの影響による経済的な困窮の相談が激増しまして、今年度の相談対応も年間100件以上となっている状況です。

（鈴木伸洋理事）

この制度は生活保護と若干重複してくるようには思いますが、その摺り合わせというか、棲み分けはどうなっているのですか。

（石田進会長）

事業の違いとつながりについて少し心配しているというところですね。

(事務局 橘田勝事務局長)

国の示す生活困窮者支援の中心は、生活保護に至る前に就労のお手伝いをすることによって経済的な安定を図っていくことを目的にしておりますので、棲み分けとしては、まず生活保護の相談をする前にこの自立支援相談を利用し、働く場所が見つかるまでのアパート家賃については3ヶ月間市役所から支援を受ける、あるいは社会福祉協議会でお金を借りる、それ以外に借金がある場合にはその制度のお手伝いをする、といった支援を続けて、なんとか就労に結び付けていくというのが生活困窮者自立支援制度で、それでも生計維持が困難となった方が、その後で生活保護の相談に移っていく、つまり生活保護の相談を受ける前に活用してもらう事業ですので、生活保護相談の前段の取り組みという認識をしていただければありがたいです。


(鈴木伸洋理事)

わかりました。ありがとうございました。

質疑終了後、事務局から「次回の理事会開催予定」「令和3年度福祉感謝会開催予定」について連絡があった。

連絡終了をもって、令和3年度社会福祉法人神栖市社会福祉協議会第6回理事会は終了した。

上記の記録が正確であることを証明するため署名捺印する。

監事 冲山照明  令和4年3月14日署名

監事 徳永正亮  令和4年3月9日署名

理事(会長) 石田 進  令和4年3月7日署名